

札幌市職員給与条例の一部を改正する条例案
令和2年（2020年）5月28日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市職員給与条例の一部を改正する条例

札幌市職員給与条例（昭和26年条例第21号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第3条中「次条」を「次章」に改める。
- (2) 第4条を次のように改める。

第4条 削除

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成19年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、第4条」及び「、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例」と」を削る。

（理 由）

労働基準法の改正により、賃金の請求権の時効に係る起算点が法律上明文化されたことから、当該時効に係る規定を削除する等のため、本案を提出する。